

案

東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定め

(平成 26 年 8 月 日決定)

第 1 趣旨

東村山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、東村山市障害者自立支援協議会設置規則（平成 26 年東村山市規則第 42 号）に定めるもののほか、専門部会等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 専門部会等

専門部会等とは、協議会の下に置くことができる専門部会、運営会議をいう。

第 3 組織等

- 1 専門部会は、目的に応じて構成し、専門部会の委員は、市長が委嘱する。
- 2 専門部会の名称等は、別表に定めるとおりとする。
- 3 運営会議は、協議会の運営・進行管理を行い、協議会の庶務を担う市及び各部会の委員の代表者等で構成する。

第 4 専門部会の委員の任期

委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 専門部会の部会長及び副部会長等

- 1 専門部会に、部会長及び副部会長を各 1 人置く。
- 2 部会長は部会委員の互選により選出し、副部会長は部会委員のうちから部会長が指名する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

第 6 招集

- 1 専門部会は、部会長が招集する。

2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第 7 関係者の出席

部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

附 則

この定めは、平成 26 年 8 月 8 日の会議において決定し、同日から施行する。

別表（第 3 関係）

専門部会の名称	構成員	人数
相談支援部会	市内に所在する指定一般相談支援事業者 及び指定特定相談支援事業者	10名以内
就労支援部会	東村山市障害者就労支援室、指定障害福祉サービス事業者等及び教育・雇用関係機関	10名以内